# 第1編 基本編

# 第1章 総 則

### 第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条及び金武町防災会議条例(昭和59年条例第31号)の規定に基づき、金武町防災会議によって策定するものであり、町・国・県・防災関係機関や公共的団体、町民が有する役割・機能を発揮して、町域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

## 1. 計画の構成

### (1) 基本編(総則)

金武町の概況及び地域にかかる防災に関し、関係公共機関及び団体、その防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱を記し、本町の防災理念を掲げるものである。

# (2) 災害予防計画(地震•津波編、風水害等編)

大規模な地震・津波や火災、台風等の風水害による災害の発生を未然に防ぐとと もに、災害による被害の拡大防止のために、治山治水事業等による町土の保全、防 災教育及び訓練、災害用食糧・物資及び資材の備蓄、救助施設、防災施設等の整備、 その他の災害についての予防実施を図る計画である。

### (3)災害応急計画

災害が発生又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、応急救助を 行うための防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、 消防、救助、衛生、文教、交通輸送、その他の災害応急対策の計画である。

### (4) 災害復旧計画

災害からの復旧・復興に関する計画である。

### (5) 参考資料

その他、防災上必要な資料

# 2. 用語の解説

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

1	町	金武町
2	町防災会議	金武町防災会議
3	町本部 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	金武町災害対策本部
4	町本部長	金武町災害対策本部長
5	県	沖縄県
6	県本部 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	沖縄県災害対策本部
7	県本部長	沖縄県災害対策本部長
8	町防災計画	金武町地域防災計画
9	県防災計画	沖縄県地域防災計画
10	基本法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)
(1)	救助法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)

# くその他の用語について>

- ①要配慮者:必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、災害時要援護者ともいう。一般的に高齢者、障害者、外国人、妊産婦及び乳幼児等である。
- ②避難行動要支援者:要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々をいう。
- ③要配慮者利用施設:高齢者、障害者、外国人、妊産婦及び乳幼児等が利用する社会福祉施設や医療関係施設、学校施設等(老人福祉関係、障害者支援施設、保護施設、児童福祉施設、母子・父子福祉施設、医療施設、幼稚園、小学校、中学校など)のことである。
- ④自主防災組織: 災害対策基本法に規定されている自然災害から地域を守るための住民による任意組織である。自治会や行政区などの組織単位でつくられることが多い。

## 第2節 金武町の概要

### 1. 位置

本町は、沖縄本島のほぼ中央部東海岸側(北緯 26 度 27 分、東経 127 度 56 分) にあって、東西に 12.7km、南北 8 k m、総面積 37.88km² (うるま市との境界埋立地先部分未確定箇所の 0.18 km²の半分を含む)を擁し、北東に宜野座村、北西には恩納村、南西にはうるま市と接し、南東部は太平洋に面している。

また、本町は県都那覇市から約 48km、沖縄市から約 30km、名護市から約 28km の位置にあり、本島北部地域と中南部地域とを結ぶ接点地となっている。

### 2. 地質•土壌

本町の地質は、東西で分布状況が異なっており、東部(字金武と伊芸の境界)は、 嘉陽層と呼ばれる古代三系の砂岩と第四系の琉球石灰岩・石灰岩質砂岩の礫岩から なっている。また、伊芸及び屋嘉の西部は、名護層と呼ばれる中世代の千枚岩(粘 版岩質)が多く見られ、その他新世代第四紀の石灰岩質砂岩・礫岩、砂礫堆積物が 台地面に分布している。

土壌の分布は、山間部や一部の海岸低地には、国頭マージと呼ばれる赤色や黄色の酸性土壌、そして、字金武・並里の台地には琉球石灰岩を母材とする島尻マージ(暗赤色土壌)が広く分布している。また、屋嘉や伊芸集落付近には褐色を呈する沖積土壌、そして、億首川流域や伊芸には水田に利用されているグライ層からなる沖積土壌が分布している。

(資料:土地分類基本調查)

### 気象・気候

沖縄県の気候の特徴は、年平均気温が22℃以上と暖かく、年降水量も2,000mmを超えて多い。また、湿度が年間を通して高く、亜熱帯海洋性気候と呼ばれている。

夏は太平洋高気圧に支配され晴れの日が多く、連日真夏日と熱帯夜が続く。冬は太平洋高気圧が張り出して周期的に北または北東の季節風が吹き、小雨の降る肌寒い日が多くなる。

沖縄県の過去 10 年間の気象状況をみると、年平均気温 22℃以上で、最高気温の極値の平均が 33.9℃、最低気温の極値の平均は 9.7℃、年平均降水量は 2,159.2mm となっている。

	気温(℃)						
	平均		最高		最低		
	十均	気温	月	日	気温	月	日
平成20年	23.4	33.8	7	6	10.7	2/16	3/2
平成21年	23.4	34.6	9	12	9.3	1	26
平成22年	23.1	33.2	7	14	9.1	1	15
平成23年	22.9	32.9	7/2	4、8/2	8.7	2	1
平成24年	23.0	33.3	7	18	11.6	1	26
平成25年	23.3	34.8	8	2	10.3	12	28
平成26年	23.1	33.9	7	6	10.6	1	2
平成27年	23.6	33.8	7	5	9.6	2	11
平成28年	24.1	33.9	8	2	6.1	1	24
平成29年	23.6	35.1	7	16	10.7	2	12
10年平均*	23.4	33.9			9.7		

		降水量(mm)						
	総量	最大 日量	月	田	1時間 最大	月	日	
平成20年	1,621.0	138.5	3	30	64.0	10	10	
平成21年	1,864.5	155.0	6	15	53.0	6	15	
平成22年	2,895.5	131.5	5	16	58.0	11	13	
平成23年	2,122.0	225.0	8	6	62.5	5	16	
平成24年	2,733.0	174.0	8	27	50.0	6	19	
平成25年	2,071.0	204.0	5	23	68.5	8	14	
平成26年	2,584.5	251.5	10	11	79.0	7	9	
平成27年	1,425.0	157.5	7	10	64.0	7	20	
平成28年	2,368.0	137.5	9	7	43.0	4	10	
平成29年	1,907.0	206.5	6	19	60.0	9	3	
10年平均*	2,159.2	178.6			60.2			

# 4. 人 口

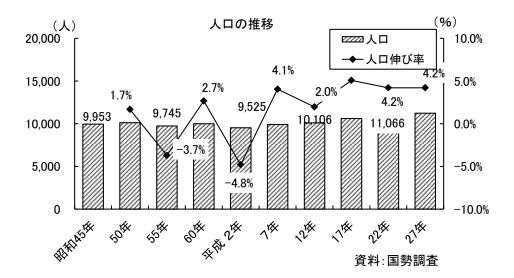
国勢調査による人口及び世帯数は、平成 27 年には 11,232 人、4,611 世帯で 1 世帯あたり人員は 2.44 人となっている。昭和 45 年からの推移をみると、人口は増減があるものの、平成 7 年以降は増加傾向となっており、世帯数は一貫した増加を示している。1 世帯あたり人員は、平成 12 年から 3 人を下回っており、核家族化が進行していることが伺える。

住民基本台帳による行政区別(平成 29 年 3 月末)の人口は、「中川区」905 人、「並里区」2,770 人、「金武区」4,768 人、「伊芸区」1,088 人、「屋嘉区」1,921 人となっている。世帯数は、「中川区」365 世帯、「並里区」1,199 世帯、「金武区」2,373 世帯、「伊芸区」500 世帯、「屋嘉区」830 世帯となっている。

人口及び世帯の状況	単位:人、世帯、%

	総人口	対前年 伸び率	男性	女性	世帯数	対前年 伸び率	1世帯あ たり人員
昭和45年	9,953		4,454	5,499	2,641		3.77
50年	10,120	1.7%	4,772	5,348	2,676	1.3%	3.78
55年	9,745	-3.7%	4,585	5,160	2,756	3.0%	3.54
60年	10,005	2.7%	4,751	5,254	3,009	9.2%	3.33
平成 2年	9,525	-4.8%	4,463	5,062	3,104	3.2%	3.07
7年	9,911	4.1%	4,716	5,195	3,216	3.6%	3.08
12年	10,106	2.0%	4,933	5,173	3,378	5.0%	2.99
17年	10,619	5.1%	5,162	5,457	4,056	20.1%	2.62
22年	11,066	4.2%	5,440	5,626	4,373	7.8%	2.53
27年	11,232	1.5%	5,565	5,667	4,611	5.4%	2.44

資料:国勢調査



行政区別人口•世帯数(平成29年3月)

1134E317 1: E 11354 1 34E 1 1 2717						
		世帯数				
	男性	女性	計	臣市致		
金武区	2,381	2,387	4,768	2,373		
並里区	1,380	1,390	2,770	1,199		
中川区	440	465	905	365		
伊芸区	522	566	1,088	500		
屋嘉区	991	930	1,921	830		
計	5,714	5,738	11,452	5,267		

資料:統計きん

人口動態についてみると、平成 29 年度の自然動態は出生数 147 人、死亡数 107 人で 40 人の自然増となっている。社会動態は、転入者数 413 人、転出者数 387 人で 26 人の社会増となっており、全体で 66 人の人口増加となっている。

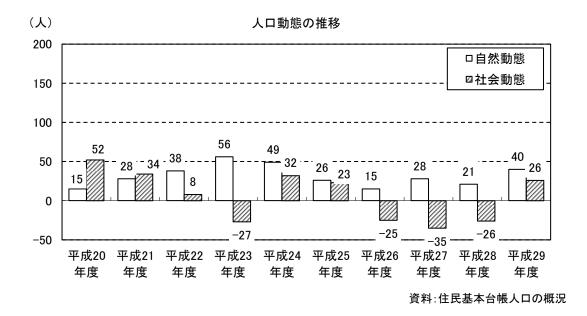
平成 20 年度からの推移をみると、自然動態は一貫した自然増の傾向となっており、 おおむね 100 人以上/年度で、死亡数も同様に 90~130 人程度で推移している。

社会動態については、転入者数が転出者数を上回る社会増、その逆の社会減を繰り返している。

人口動態 単位:人

	自然動態				人口増減		
	出生数	死亡者数	増減	転入者数	転出者数	増減	八口垣城
平成20年度	119	104	15	531	479	52	67
平成21年度	138	110	28	513	479	34	62
平成22年度	153	115	38	480	472	8	46
平成23年度	159	103	56	470	497	-27	29
平成24年度	141	92	49	521	489	32	81
平成25年度	154	128	26	512	489	23	49
平成26年度	145	130	15	487	512	-25	-10
平成27年度	146	118	28	434	469	-35	-7
平成28年度	141	120	21	483	509	-26	-5
平成29年度	147	107	40	413	387	26	66

資料:住民基本台帳人口の概況



### 5. 道路交通

本町には、町内の中央部を南北に縦断する広域幹線道路の沖縄自動車道、東海岸沿いの国道 329 号が縦貫し、交通の要衝となっている。また、本町と恩納村とを結ぶ 県道 104 号線及び 88 号線、町道の 359 路線で道路網が構成されている。

さらに、国道 329 号の交通量の増大及び交通安全上の見地から国道バイパスの建設が進められたとともに、災害時の避難路としても期待できる町道についても整備が検討されている。

### 6. 河 川

本町の河川は、県管理の億首川と町管理河川の名古川、石川川、加武川、美徳川、山田川、渡久比那川、前田川、クラ川の 9 河川があり、それらの河川はティーツ岳、ブートゥ岳、ジャフン岳等の国頭山系を源として金武湾に注いでいる。

億首川は上流に県企業局管理の金武ダムがあり、沖縄県東部河川開発事業による金武ダムとしての再開発計画が進められている。また、億首川下流域はマングローブを主とした植物群が広がっており、小動物や水鳥の生息地となっていることから県内でも有数の観察地として知られている。

# 第3節 災害の想定

本町における気象条件、地形・地勢等の自然条件や住宅の立地状況等の社会的条件から起こりうる災害(台風、地震、津波)を重点に災害救助法適用程度の災害を想定し、大規模な災害による被害の軽減を図る。

# 1. 風水害被害想定

### (1)台風被害想定

沖縄県が大規模な被害を受けた台風を事例に、本町においても同規模の災害を想定するものとする。ただし、現在の社会状況等から死傷者、住宅等の被害数は変動することを考慮する。

# <事例想定1>昭和32年 台風第14号 フェイ

来襲年月日	昭和32年(1957年)9月25、26日
最大風速	47.0 m/s
最大瞬間風速	61.4 m/s
降水量	70.7 mm
死傷者·行方不明者	193 名
住宅全半壊	16,091 戸

(那覇の観測データ)

### <事例想定2>平成15年 台風14号 マエミー

来襲年月日	平成 15 年 9 月 10 日、11 日			
最大風速	38.4m/s			
最大瞬間風速	74.1m/s			
降水量	470.0 mm			
死傷者	96名(うち死者1名)			
住宅全半壊	105 棟(うち全壊 19 棟)			

(宮古島の観測データ)

#### [被害状況]

平成 15 年台風 14 号の被害は、人的被害が死者 1 名、負傷者 95 名で負傷者の多くは ガラスなどによる裂傷であった。住家被害は、家屋の全壊 19 棟、半壊 86 棟、一部損壊 1,206 棟でており、電柱倒壊が 882 本など、甚大な被害に見舞われた。(宮古支庁調べ) (資料:県-平成 15 年台風 14 号に関する資料)

### 〈事例想定3〉平成24年 台風17号 ジェラワット

来襲年月日	平成 24 年 9 月 29 日
最大風速	32.2m/s(名護)
最大瞬間風速	57.4m/s(名護)
降水量	97.5 ㎜(名護)
死傷者(県全体)	89名(金武町:なし)
住宅全半壊(県全体)	253 棟(金武町:一部損壊 1 棟)

(10月2日18時30分現在の内閣府資料)

# (2) 台風による高潮の被害想定

県土木建築部海岸防災課の調査報告書(「沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託」 平成19年3月)から、高潮による建物被害の想定結果を示す。

### ■高潮被害

	床上浸水	床下浸水		
構造物あり	365	165		
構造物なし	365	165		

資料:沖縄県津波•高潮被害想定調査業務委託報告書

### (3) 土砂災害

本町に関して、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土砂災害警戒区域は以下のとおりです。

# ■本町で想定される土砂災害(危険箇所・区域)

県の調査結果等から急傾斜地崩壊危険箇所(I)が1箇所、土石流危険渓流(II)が1 箇所である。

また「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(※1以下「土砂法」とする)」における「土砂災害警戒区域」を受けている。

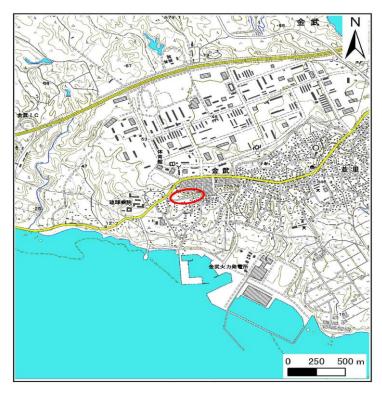
### <危険箇所の状況>

	箇所名		土砂法による	土砂災害警戒
No (所在		主な位置	土砂災害警戒	区域の指定
	「別1年地)		区域	年月日
1	急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)	金武浜田原の浜田保育	急傾斜地	平成 26 年
'	(金武浜田原)	園近くの傾斜地	四時計出	11月25日
2	土石流危険渓流(Ⅱ)	喜瀬武原多目的ホール	十二次	平成 26 年
2	(喜瀬武原)	近く	土石流	11月25日

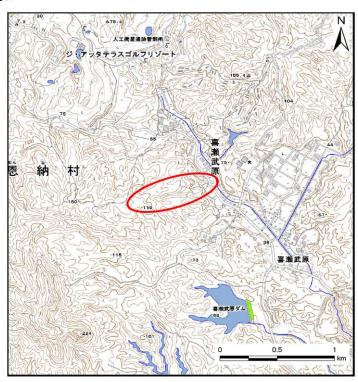
# 【土砂災害警戒区域位置図】

金武浜田原(急傾斜地)と喜瀬武原(土石流)の位置については、以下のとおりである。

# <金武浜田原>

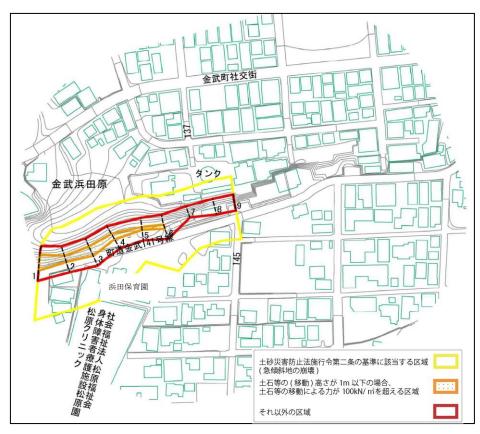


# <喜瀬武原>



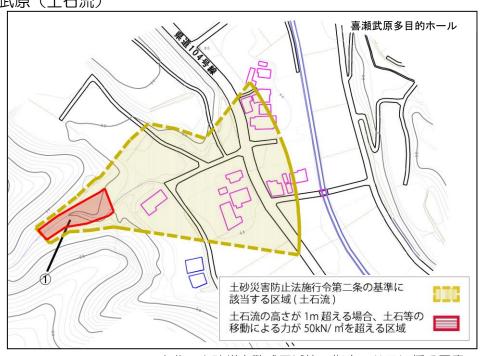
# 【土砂災害警戒区域】

# ①金武浜田原(急傾斜地)



出典: 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書

# ②喜瀬武原(土石流)



出典: 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書

# 2. 地震被害想定

「沖縄県地震被害想定調査概要報告書(平成22年3月)」による被害想定の調査結果及び「平成25年度沖縄県地震被害想定調査(H26.3)」による被害想定の調査結果を参考に、本町において被害の大きい以下の地震を想定する。

## <予測項目・条件>

予測している主な項目は、各々の地震による震度(地震動)、液状化危険度、建物被害(揺れ、液状化、土砂災害、津波、地震火災)、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、要配慮者被害である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、住民や観光客の滞留、 就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の 12 時、冬の 18 時の3シー ンとなっている。

# ■ 地震・津波被害予測想定地震一覧

想定地震	マグニ チュード	ゆれ等の特徴(予測最大震度)	備考
沖縄本島南部断層系	7.0	沖縄本島南部において震度が大きい(7)	
伊祖断層	6.9	那覇市周辺において震度が大きい(7)	前回調査
石川-具志川断層系	6.9	沖縄本島中南部において震度が大きい(7)	(平成 21
沖縄本島南部スラブ内	7.8	沖縄本島南~中部において震度が大きい(6強)	年度)より
宮古島断層	7.3	宮古島において震度が大きい(7)	
八重山諸島南西沖地震	8.7	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
八重山諸島南方沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
八重山諸島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
沖縄本島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
沖縄本島東方沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	平成 23・24
石垣島南方沖地震	7.8	黒島において震度が大きい(6弱)	年度津波
石垣島東方沖地震	8.0	石垣島において震度が大きい(6強)	被害想定
石垣島北方沖地震	8.1	西表島、多良間島において震度が大きい(6強)	調査より
久米島北方沖地震	8.1	久米島、粟国島において震度が大きい(6強)	
沖縄本島北西沖地震	8.1	伊平屋島、伊是名島において震度が大きい(6弱)	
沖縄本島南東沖地震 3連動	9.0	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が大きい(6強)	
八重山諸島南方沖地震 3連動	9.0	先島諸島広域において震度が大きい(6強)	
沖縄本島北部スラブ内	7.8	沖縄本島中~北部において震度が大きい(6強)	₩ A O E #
ウナウィニブセ	7.0	宮古島全域、伊良部島において震度が大きい(6	平成25年
宮古島スラブ内	7.8	強)	度に新規
石垣島スラブ内	7.8	石垣島市街地において震度が大きい(6強)	設定

# (1)沖縄本島南東沖地震3連動の想定

金武町に甚大な被害を与える可能性のある地震として、沖縄本島南東沖地震 3 連動を震源とする地震を想定する。

(資料:平成25年度沖縄県地震被害想定調查H26.3)

# ① 想定地震

沖縄本島南東沖地震3連動地震が発生し、本町で震度6弱程度の地震動が生じることを想定した被害予測結果を参考とする。

### ② 予測結果の概要

ア)地震動の予測

マグニチュード 9.0 で沖縄本島を中心に震度 5 強から震度 6 弱程度の揺れが予想される。

- イ) 地震の揺れ・液状化・土砂災害・地震火災の危険度の予測(建物被害)
- ウ) 人的被害の予測

建物倒壊による人的被害(沖縄本島南東沖地震3連動)

			負傷者数(人)	
市町村	死者数(人)	負傷者計(人)	重傷者数(人)	軽傷者数(人)
金武町	3	154	25	129

資料:平成25年度沖縄県地震被害想定調査

地震の揺れによる建物被害(沖縄本島南東沖地震3連動)

市町村	木造建物(棟)		非木造建物(棟)		合計(棟)	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
金武町	21	151	227	462	248	613

資料:平成25年度沖縄県地震被害想定調査

液状化による建物被害(沖縄本島南東沖地震3連動)

市町村	木造建物(棟)		非木造建物(棟)		合計	(棟)
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
金武町	1	0	33	14	34	14

資料:平成25年度沖縄県地震被害想定調査

土砂災害による建物被害(沖縄本島南東沖地震3連動)

	急傾斜地崩壊危険箇所			
市町村	保全人家数(棟)	全壊棟数(棟)	半壊棟数(棟)	
金武町	9	0	0	

資料:平成25年度沖縄県地震被害想定調査

地震火災による建物被害(沖縄本島南東沖地震3連動)

		出火件数(件)		
市町村	出火	消防力鎮火	残出火	焼失棟数(棟)
金武町	4	0	4	4

資料:平成25年度沖縄県地震被害想定調査

建物倒壊による人的被害(沖縄本島南東沖地震3連動)

			負傷者数(人)	
市町村	死者数(人)	負傷者計(人)	重傷者数(人)	軽傷者数(人)
金武町	3	154	25	129

資料:平成25年度沖縄県地震被害想定調査

### (2) 直下型地震の想定

ある特定の断層モデルに基づいて被害想定を実施すると、どの断層からも離れている市町村では、比較的軽微な被害しか想定されない。しかし現実には、どの市町村も直下型地震の震源になる可能性は否定できない。

そこで、県下各市町村の直下で地震が発生し、良好な地盤で震度5強程度の地震動が生じることを想定し、その場合に生じる市町村ごとの被害を予測する。

(資料:「沖縄県地震被害想定調査概要報告書」)

### ①想定地震(沖縄本島直下プレート内地震)

本町の直下で地震が発生し、本島の大部分で震度 6 弱程度の地震動が生じることを想定した被害予測結果を参考とする。

### ②予測結果の概要

ア)地震動の予測

マグニチュード 7.8、断層上端の深さ 30km、良好な地盤で大部分で震度 6 弱程度を想定する。

イ) 地震動・液状化による建物被害の予測

全壊: 260 棟、半壊: 694 棟

ウ) 出火・延焼被害

出火件数:2件、焼失棟数:2棟

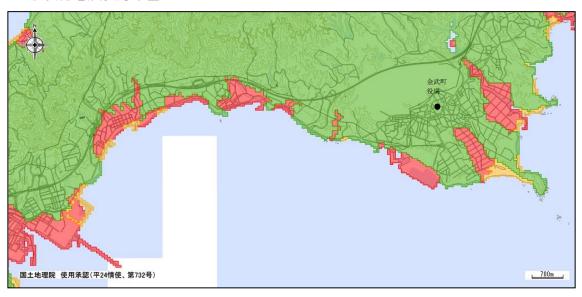
エ)人的被害の予測

死者数:7人、負傷者数:499人(うち重症者25人)

オ)ライフライン被害の予測

断水人口: 10,286 人、停電戸数: 1,308 戸、電話支障: 600 回線

# ■液状化危険度分布図



出典:沖縄県地図情報システム

# <液状化の危険度の凡例>

凡例	危険度
	液状化の危険度はかなり低い
	液状化の危険度が高い
	液状化の危険度が極めて高い

本町において、上記のように沿岸部の「液状化危険度」が高くなる地震は主に以下の3つである。

- ・沖縄本島南部スラブ内地震
- ・沖縄本島北部スラブ内地震
- 沖縄本島南東沖地震 3 連動

### 3. 津波想定

地震及び津波の浸水想定について、「沖縄県津波・高潮被害想定調査(沖縄本島沿岸域)報告書(概要版)」(平成19年3月)の結果から、発生確率の高い津波災害として本町における津波被害を想定するものとする。また、東日本大震災を踏まえた甚大な被害をもたらす最大クラスの津波及び津波防災まちづくりに関する法律に基づく設定をした津波を想定するものとする。

### ①本町の災害想定結果

想定結果については、条件によって以下の想定を超える場合もあることに留意するものとする。

### ア 切迫性の高い津波

これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた、本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測された「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成 18・19 年度)の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

想定される被害としては、「沖縄県津波・高潮被害想定調査(沖縄本島沿岸域)報告書(概要版)」(平成 19 年3月)では、床上・床下浸水をはじめ、5人未満の死傷者がでると想定される。また、伊芸区において地震発生後34分で津波が到達し、最大遡上高2.7mにまで達する。

### ■想定モデル

	波源位置(モデル名)	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
1	沖縄本島北方沖 (C01)	80km	40km	4m	
2	沖縄本島南東沖 (D01W)	80km	40km	4m	
3	沖縄本島南西沖 (H9RF)	80km	40km	4m	7.8
4	久米島北方沖 (B04E)	80km	40km	4m	
(5)	久米島南東沖 (CO2)	80km	40km	4m	
6	宮古島東方沖 (CO4W)	80km	40km	4m	7.8
7	宮古島南東沖 (D06N)	80km	40km	4m	7.8
8	宮古島西方沖 (C05E)	80km	40km	4m	7.8
9	石垣島東方沖1 (CO6W)	80km	40km	4m	7.8
10	石垣島東方沖2 (NM11)	60km	30km	20m	7.8
(11)	石垣島南方沖(IMOO)	40km	20km	20m	7. 7
	石坦局用刀件 (IMOO)	15km	10km	90m	(※2)
12	石垣島北西沖 (A03N)	80km	40km	4m	7.8
13	与那国島北方沖 (A01N)	80km	40km	4m	7.8
14)	与那国島南方沖 (GYAK)	100km	50km	5m	7. 9

<sup>※1</sup> マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

<sup>※2</sup> ⑪下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

### <被害想定>

#### 【建物被害】

#### ■津波被害想定結果(全ケース最大の抽出)

		/ tix/ (*) im im /		
	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
構造物あり	0	1	29	23
構造物なし	0	2	59	25

資料:沖縄県津波•高潮被害想定調査業務委託報告書

#### 【津波人的被害】

#### ■死者数

, , , , , , , ,	意識高•冬夜	意識高•夏昼	意識低•冬夜	意識低•夏昼
構造物あり	1	2	1	3
構造物なし	1	3	1	3

資料:沖縄県津波·高潮被害想定調査業務委託報告書

#### ■負傷者

_ / \  ///				
	重傷者(冬)	重傷者(夏)	中等傷者(冬)	中等傷者(夏)
構造物あり	1	1	1	3
構造物なし	1	2	2	5

資料:沖縄県津波•高潮被害想定調査業務委託報告書

#### ■津波溯上高及び到達時間等(発生確率の高い津波)

	代表地点	沿岸の津波 水位(m)	最大遡上高 (m)	津波到達 時間(分)
金武町	伊芸	1.7	2.7	34

資料:沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託報告書

# イ 甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

東日本大震災を踏まえて発生確率は低いものの甚大な被害をもたらす津波として、「沖縄県津波被害想定検討結果」(平成25年1月)で想定される津波は、マグニチュード9.0 とし、伊芸区において地震発生後28分で津波が到達し、最大遡上高8.4mにまで達するほか、屋嘉区においては一部で11.0mにまで遡上することが予想される。

### ■津波遡上高及び到達時間等(最大級の津波)

	代表地点	代表地点 沿岸の津波最 大水位 (m)		津波到達 時間(分)		
金武町	伊芸	8.7	8.4	28		
金武町	屋嘉	6.8	11.0	32		

資料:沖縄県津波被害想定検討結果(平成25年1月28日)

また、昭和35年、日本列島の太平洋沿岸および沖縄本島を襲ったチリ地震津波 に相当する規模の津波においては、被害は本島沿岸に多く、その他は軽微であった。

本島では名護市(旧久志村、旧羽地村)、うるま市(旧石川市等)で24日5時半頃から数回わたり津波があり、大浦湾に臨む杉田で332cm(推算潮位上)に達し

た。県全体の被害概況は死者 3 名、負傷者 2 名、住家・非住家全壊 28 戸、同半壊 109 戸、住家床上浸水 602 戸、同床下浸水 813 戸、橋梁破壊 9 箇所、道路決壊 11 箇所、田畑の冠水 436 町歩、船舶(5 トン未満) 8 隻となっている。

(資料:「沖縄県津波・高潮被害想定調査(沖縄本島沿岸域)報告書(概要版)」、「沖縄県災害誌」)

### ■想定モデル(平成24年度)

No	断層	<b> </b>	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
1	八重山諸島南西	沖地震	270km	70km	20m	8. 7
2	八重山諸島南方	7沖地震(※2)	300km	70km	20m	8.8
3	八重山諸島南東	[沖地震	300km	70km	20m	8.8
4	沖縄本島南東沖	地震	300km	70km	20m	8.8
5	沖縄本島東方沖	地震	300km	70km	20m	8.8
<u>(6)</u>	石垣島南方沖地	1重(※2)	40km	20km	20m	7.8
0	4 型面用力件机	1辰(次4)	15km	10km	90m	( <b>%</b> 3)
7	石垣島東方沖地	1震(※2)	60km	30km	20m	8.0
8	与那国島北方沖	地震	130km	40km	8m	8. 1
9	石垣島北方沖地	2震	130km	40km	8m	8.1
10	多良間島北方沖	地震	130km	40km	8m	8.1
11)	宮古島北方沖地	怎	130km	40km	8m	8. 1
12	久米島北方沖地	震	130km	40km	8m	8.1
13	沖縄本島北西沖	中地震	130km	40km	8 m	8.1
		沖縄本島	240km	70km	20m	
14	3 連動	南東沖地震	170km	70km	20m	9.0
		用來作地反	260km	70km	20m	
		八番山港自	200km	70km	20m	
15	3 連動	八重山諸島 南方沖地震	175km	70km	20m	9.0
		田刀件地辰	300km	70km	20m	

<sup>※1</sup> マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

# 【津波による建物被害】

津波による建物被害(沖縄本島南東沖地震3連動)

市町村	木造建物	勿(棟)	非木造建物	物(棟)	合計(棟)			
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊		
金武町	33	5	574	177	607	182		

資料:平成25年度沖縄県地震被害想定調査

### 【津波による人的被害】

津波による人的被害(沖縄本島南東沖地震3連動)

			負傷者数(人)	
市町村	死者数(人)	負傷者計(人)	重傷者数(人)	軽傷者数(人)
金武町	126	1,795	614	1,181

資料:平成25年度沖縄県地震被害想定調査

<sup>※2</sup> ② ⑥ ⑦は、1771年八重山地震の規模を再現したものである。

<sup>※3</sup> ⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

# ウ 発生確率は低いものの甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

(津波防災まちづくりに関する法律に基づく設定)

平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震により想像をはるかに越えた津波被害が発生した事を踏まえて、「沖縄県津波浸水想定について(平成27年3月)~津波防災地域づくり」を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測された。なお、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード8.2 に設定したものである。

### <浸水想定>

■津波遡上高及び到達時間等(津波防災まちづくりに関する法律にもとづく設定)

	代表地点	沿岸の津波最大 水位(m)	最大遡上高 (m)	津波到達 時間(分)
金武町	屋嘉	4.6	5.7	33
平下加	伊芸	5.5	6.6	29

資料:沖縄県津波浸水想定について(平成27年3月)

# ■想定モデル(平成26年度)

No	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
1	八重山諸島南西沖地震	270km	70km	20m	8. 7
2	八重山諸島南方沖地震(※2)	300km	70km	20m	8.8
3	八重山諸島南東沖地震	300km	70km	20m	8.8
4	沖縄本島南方沖地震	100km	50km	12m	8. 2
5	沖縄本島南東沖地震(※4)	100km	50km	12m	8. 2
6	沖縄本島東方沖地震	100km	50km	12m	8. 2
7	沖縄本島北東沖地震	100km	50km	12m	8. 2
8	石垣島南方沖地震(※2)	40km	20km	20m	7.8
	石坦岛用刀件地展( <i>次2)</i>	15km	10km	90m	(**3)
9	石垣島東方沖地震(※2)	60km	30km	20m	8. 0
10	与那国島北方沖地震	130km	40km	8m	8. 1
11)	石垣島北方沖地震	130km	40km	8m	8. 1
12	多良間島北方沖地震	130km	40km	8m	8. 1
13	宮古島北方沖地震	130km	40km	8m	8. 1
14)	久米島北方沖地震	130km	40km	8m	8. 1
15)	沖縄本島北西沖地震	130km	40km	8m	8. 1
	八重山諸島	200km	70km	20m	
16	3 連動   八里山商局   南方沖地震	175km	70km	20m	9. 0
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	300km	70km	20m	

※1:マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

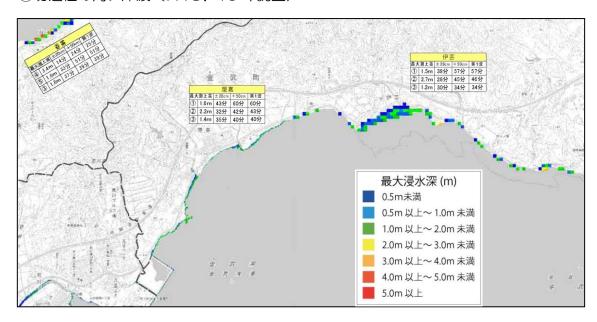
※2:1771年八重山地震津波の再現モデルである。

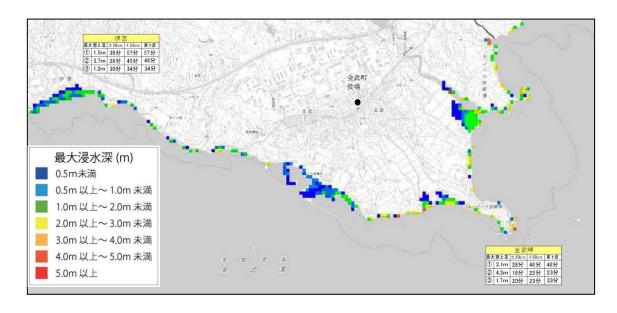
※3: 地滑りを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

※4:1791年の地震の再現モデル。

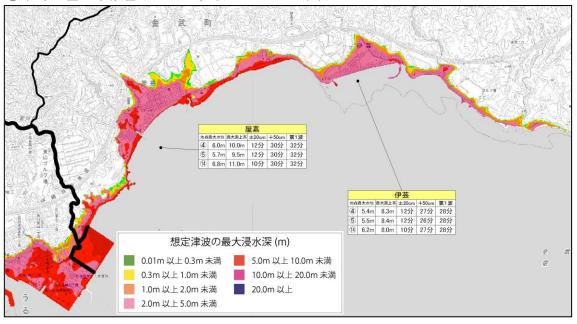
# ■津波浸水想定図

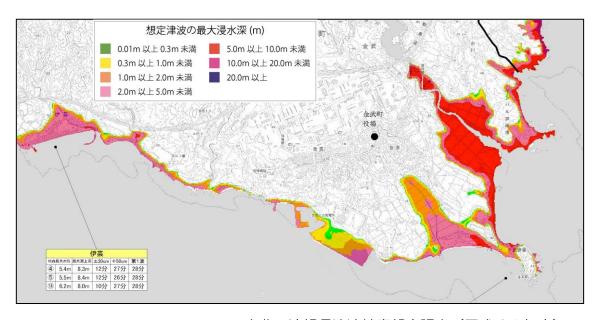
①切迫性の高い津波(H18、19年調査)





# ②本町に甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

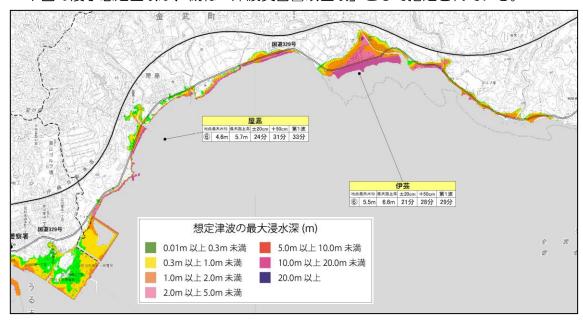


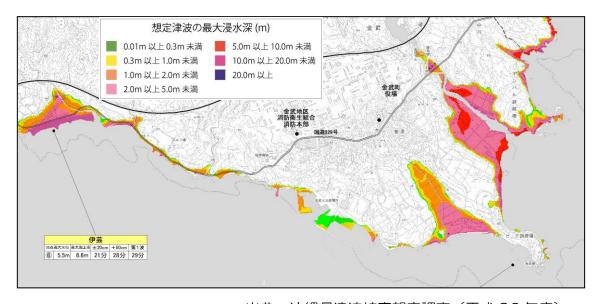


出典:沖縄県津波被害想定調査(平成24年度)

# ③本町に甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 (津波防災まちづくりに関する法律に基づく設定)

下図の浸水想定区域が、概ね「津波災害警戒区域」として指定されている。





出典:沖縄県津波被害想定調查(平成26年度)

# ■本町における地震・津波被害(沖縄県津波被害想定調査 平成24年度より)

	想定項	[目		沖縄本島南部 断層系による 地震	伊祖断層による地震	石川-具志川断 層系による地 震	沖縄本島南部 スラブ内地震	宮古島断層による地震	八重山諸島 南西沖地震	八重山諸島 南方沖地震	八重山諸島 南東沖地震	沖縄本島南東 沖地震	沖縄本島東方 沖地震	石垣島南方沖 地震	石垣島東方沖 地震	石垣島北方沖 地震	久米島北方沖 地震	沖縄本島北西 沖地震	沖縄本島南東 沖地震3連動	八重山諸島南 方沖地震3連 動	沖縄本島北部 スラブ内地震	宮古島 スラブ内地震	石垣島 スラブ内地震	一律地震動 による地震
		揺れ 液状化		0 10	1 10	66 24	244 34	0	0	0	0 10	63 34	69 34	0	0	0	11 34	9 33	248 34	1 10	289 34	0	0	120 34
	全壊棟数 (棟)	土砂災害津波		0	0	0	0	0	0	0	0	0 436	0	0	0	0	0	0	0 607	0	0	0	0	0
	(7年)	地震火災		0	0	1 *3	0 2 *3	0	0	0	0	3 *3	382	0	0	0	0	0	4 *3	0	2 *3	0	0	0 1 *2,3
建物被害		合計 揺れ		10 11	10 19	91 *3 250	280 *3 687	0	0	0	10 16	537 *3 259	488 *3 281	0	0	0	45 79	42 67	894 *3 613	11 31	325 *3 767	0	0	156 *2,3 444
	半壊棟数	液状化		12	12	31	44	0	0	0	12	24	27	0	0	0	44	42	15	12	44	0	0	44
	(棟)	土砂災害津波		0	0	0	0	0	0	0	0	349	381	0	0	0	0	0	0 182	0	0	0	0	0
		合計 建物倒壊		23 0	31 0 *2	282	731 3 *1	0	0	0	28 0	632	689	0	0	0	123 0 *2	110 0 *2	810	43 0 *2	811 4 *1	0	0	487 1 *1
		土砂災害		0	0 *2	0 *1	0 *1	0	0	0	0	0 *1	0 *1	0	0	0	0 *1	0 *1	0 *1	0 *2	0 *1	0	0	0 *1
	死者数 (人)	津波地震火災		0	0	0 *3	0 *3	0	0	0	0	102 *1 0 *3	99 *1	0	0	0	0	0	126 *1 0 *3	0	0 *3	0	0	0 *2
	(7.47	ブロック塀	f	0 *3	0 *3	0 *3	0 *3	0	0	0	0 *3	0 *3	0 *3	0	0	0	0 *3	0 *3	0 *3	0 *3	0 *3	0	0	0 *3
		合計 建物倒壊		0 *3 2 *2	0 *3 4 *2	1 *3 57 *2	3 *1 166 *1	0	0	0	0 *3 3 *2	102 *1 57 *1	99 *1	0	0	0	0 *3 17 *2	0 *3 14 *2	130 *1 154 *1	0 *3 6 *2	4 *1	0	0	1 *3 100 *1
	負傷者数	土砂災害 津波		0	0	0 *1	0 *1	0	0	0	0	0 *1 1,730 *1	0 *1 1,752 *1	0	0	0	0 *1	0 *1	0 *1 1,795 *1	0	0 *1	0	0	0 *1 0
	(人)	地震火災		0	0	0 *3	0 *3	0	0	0	0	1 *3	1 *3	0	0	0	0	0	1 *3	0	0 *3	0	0	0 *2
		ブロック場合計	Ť	0 *3 2 *2	0 *3 4 *2	2 *3 57 *2	6 *3 166 *1	0	0	0	0 *3 3 *2	3 *3 1,787 *1	3 *3	0	0	0	1 *3 17 *2	1 *3 14 *2		0 *3 6 *2	6 *3 189 *1	0	0	4 *3 100 *1
1 ff laborita		建物倒壊		0	0 *2	7 *2	25 *2	0	0	0	0	7 *2	7 *2	0	0	0	1 *2	1 *2	25 *2	0 *2	29 *2	0	0	13 *2
人的被害	重傷者数	土砂災害津波		0	0	0 *1	0 *1	0	0 0	0	0	0 *1 590 *1	0 *1 597 *1	0	0	0	0 *1	0 *1	0 *1 614 *1	0	0 *1	0	0	0 *1
	(人)	地震火災	2	0	0	0 *3	0 *3	0	0	0	0	0 *3	0 *3	0	0	0	0	0	0 *3	0	0 *3	0	0	0 *2 2 *3
		ブロック場 合計	F	0 *3 0 *3	0 *3 0 *3	1 *3 7 *2	2 *3 25 *2	0	0	0	0 *3 0 *3	1 *3 596 *1	1 *3 604 *1	0	0	0	0 *3 2 *3	0 *3 1 *3	2 *3 639 *1	0 *3 0 *3	2 *3 30 *2	0	0	13 *2
		建物倒壊 土砂災害		2 *2	4 *2 0	50 *2	142 *1 0 *1	0	0	0	3 *2 0	51 *1 0 *1	55 *1 0 *1	0	0	0	15 *2 0 *1	13 *2 0 *1	129 *1	6 *2 0	160 *1 0 *1	0	0	88 *1
	軽傷者数	津波		0	0	0 *1	0	0	0	0	0	1,140 *1	1, 154 *1	0	0	0	0 41	0	1, 181 *1	0	0 *1	0	0	0 *1 0
	(人)	地震火災	2	0 *3	0 *3	0 *3 1 *3	0 *3 3 *3	0	0	0	0 *3	1 *3 2 *3	1 *3 2 *3	0	0	0	0 1 *3	0 1 *3	1 *3 4 *3	0 *3	0 *3 4 *3	0	0	0 *2 2 *3
	are the number who	合計		2 *2	4 *2	50 *2	142 *1	0	0	0	3 *2	1, 191 *1	1,210 *1	0	0	0	16 *2	13 *2	1, 310 *1	6 *2	160 *1	0	0	88 *1
	要救助者数 (人)	地震 津波		0	0 *2	17 *2	62 *1	0	0	0	0	16 *2 79 *1	17 *2 77 *1	0	0	0	3 *2	2 *2	63 *1 80 *1	0 *2	74 *1	0	0	31 *1
	津波に伴う	要捜索者数	1 1 - 11	0	0	0 1, 556	9, 206	0	0	0	0	1, 832 *1 4, 333	1, 851 *1 4, 560	0	0	0	0 353	0 232	1, 922 *1	0 22	9, 426	0	0	0 6, 755
	上水道	断水人口	直後 1日後	0	11 11	1, 391	8, 963	0	0	0	0	4, 070	4, 284	0	0	0	320	210	9, 271 9, 048	22	9, 206	0	0	6, 325
	工水道	(人)	1週間後	0	0	618	7, 263 1, 799	0	0	0	0	2, 780 1, 126	2, 876 1, 030	0	0	0	121	77	7, 514 2, 825	11	7, 561 1, 910	0	0	4, 040 475
		-t-mt-1	直後	487	720	1,009	1,026	0	0	0	487	1,608	1,601	0	0	0	790	790	1,670	747	1,029	0	0	1,020
	下水道	支障人口 (人)	1日後 1週間後	411 149	606 218	852 308	865 313	0	0	0	411 149	1, 392 644	1, 381 621	0	0	0	667 241	667 241	1, 458 722	631 228	868 313	0	0	860 311
			1ヶ月後	5	5	8	8	0	0	0	5	231	204	0	0	0	5	5	318	5	8	0	0	8 1, 343
ライフライン	電力	停電軒数	直後 1日後	0	0	432 37	1, 994 147	0	0	0	0	2, 405 1, 158	2, 203 1, 028	0	0	0	0	0	4, 302 1, 678	0	2, 218 171	0	0	98
被害	16.77	(軒)	1週間後	0	0	0	0	0	0	0	0	1, 058 1, 058	926 926	0	0	0	0	0	1, 474 1, 474	0	0	0	0	0
			直後	0	0	111	510	0	0	0	0	908	822	0	0	0	0	0	1, 421	0	569	0	0	340
	通信施設	不通回線数(回線)	1日後 1週間後	0	0	102 15	470 71	0	0	0	0	857 355	774 314	0	0	0	0	0	1, 337 516	0	522 77	0	0	315 46
			1ヶ月後	0	0	6	34	0	0	0	0	310	274	0	0	0	0	0	443	0	40	0	0	25
	都市ガス	支障戸数	直後 1日後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	шини	(戸)	1週間後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	道路	道路 (箇所	r)	4	5	13	17	0	0	0	4	15	15	0	0	0	12	12	19	5	17	0	0	17
交通施設被害		2H: 2ds / 66; 70	(箇所) f)	0	0	0	3	0	0	0	0	2 4	2 4	0	0	0	0	2	6	0	3	0	0	2
	港湾・漁港	漁港(箇所	ŕ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0 6, 325 *3	0 4 790 *2	0	0	0	0	0	0 8, 598 *3	0	0	0	0	0
		食料(食)	1~3日 4~7日	0 43 *3	66 *3	0 812 *3	11, 417 *3	0	0	0	0	17, 572	4, 789 *3 17, 437	0	0	0	0 891 *3	241 *3	26, 202	0 139	10,539 *3	0	0	4, 407 *3
生活機能支障	物資不足量	飲料水(%)	1~3日 4~7日	0	0 171	6, 207 10, 596	53, 458 97, 024	0	0	0	0	23, 543 39, 437	23, 940 41, 157	0	0	0	806 2, 517	0 373	54, 416 98, 934	0 260	53, 208 100, 335	0	0	35, 729 59, 936
		毛布(枚)		0	0	149 *3	533 *3	0	0	0	0	3, 092 *2, 3	3,094 *3	0	0	0	46	33 *3	3, 479	0	612 *3	0	0	303
災害廃棄物被	害 (万t)	災害瓦礫発津波堆積物	2生量 7発生量	0	0	1 0	2	0	0	0	0	4 22	4 22	0	0	0	0	0	7 23	0	3	0	0	1 0
	避難所内	1日後		10	11	102	292	0	0	0	10	1, 572	1, 575	0	0	0	48	44	1, 765	9	333	0	0	176
避難者	(人)	1週間後 1ヶ月後		8 5	10 6	166 57	1, 167 640	0	0	0	10 5	969 517	951 482	0	0	0	56 24	47 22	1, 859 1, 066	16 7	1,233 688	0	0	670 221
DE 类社 白	避難所外	1日後 1週間後		6 8	8 10	68 166	195 1, 167	0	0	0	6 8	802 436	804 448	0	0	0	32 56	29 47	923 1, 058	6 10	222 1, 233	0	0	118 670
	(人)	1ヶ月後		11	13	134	1, 494	0	Ő	0	12	1, 206	1, 125	0	0	0	56	51	2, 487	16	1,604	0	0	515
災害時要援護	者被害(人)	1日後		0	0	4 7	12 46	0	0	0	0	62 38	62 38	0	0	0	2 2	2	70 74	0	13 49	0	0	7 27
		1ヶ月後	5 m 1 - 1 - 1	0	0	2	25	0	0	0	0	21	19	0	0	0	1	1	42	0	27	0	0	9
>	×	■ : 各想定項	目における	る最大値																				

\*1 : 冬深夜 \*2 : 夏12時

# 第4節 防災関係機関等の処理に関する業務の大綱

### 1. 町・消防本部

# (1) 金武町

- ① 町防災会議及び町災害対策本部に関する業務
- ② 防災に関する教育訓練の実施
- ③ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備・点検
- ④ 防災に関する施設及び設備の整備・点検
- ⑤ 災害に関する警報の発令・伝達及び避難措置
- ⑥ 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- ⑦ 住民等への災害時の広報及び災害相談の実施
- ⑧ 水防、消防、救助、その他応急措置
- ⑨ 災害時における保健衛生及び文教対策
- ⑩ 災害時における交通輸送の確保
- ⑪ 被災施設の復旧
- ⑫ 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- ③ 各区及び関係団体、防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整
- ④ 公共団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進
- ⑤ その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

### (2) 金武地区消防衛生組合消防本部

- ① 救助、救出活動及び避難の誘導に関すること
- ② 消防、水防及び応急措置に関すること
- ③ 住民への予報の伝達に関すること
- ④ 社会公共施設、危険物取扱所等の災害防止のための誘導、監督に関すること
- ⑤ 米軍との相互協定に関すること

### 2. 沖縄県・県出先機関等

### (1)沖縄県

- ① 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- ② 防災に関する教育訓練の実施
- ③ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- ④ 防災に関する施設及び設備の整備
- ⑤ 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- ⑥ 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- ⑦ 水防、消防、救助、その他の応急措置

- ⑧ 災害時の衛生、文教対策
- ⑨ 災害時における交通輸送手段の確保
- ⑩ 被災施設の災害復旧
- ⑪ 被災者に対する融資等対策
- ② 町が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整
- ③ 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整
- (4) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

# (2) 県立北部病院

- ① 災害時における医療、助産、看護活動の実施
- ② 被災者の応急対策

# (3) 中部保健所

① 災害時における管内の保健衛生対策及び指導

### (4) 北部土木事務所

- ① 管内市町村の被害状況の収集及び県災害対策本部への報告等の総括に関すること
- ② 所管に係わる施設(道路、橋梁、河川、海岸保全施設等)の災害予防、災害時における応急対策や災害復旧対策並びにこれらの指導

# (5) 北部農林水産振興センター農業水産整備課

① 所管に係わる施設(農道、農地、排水、耕地護岸等)の災害予防、災害時における応 急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導

### (6) 北部農林水産振興センター農業改良普及課

- ① 農作物の災害応急対策及び指導
- ② 町が行う被害調査及び応急対策への協力
- ③ 災害時における被災農家の再生産及び生活指導等
- ④ その他所管業務についての被災対策

## (7) 県企業局石川浄水管理事務所

- ① 災害時における給水の確保
- ② 所管水道施設の被害調査及び災害復旧

# (8)沖縄県警察・石川警察署

- ① 災害警備計画に関すること
- ② 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- ③ 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること
- ④ 交通規制・交通管制に関すること
- ⑤ 死体の見分・検視に関すること
- ⑥ 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること

### 3. 指定地方行政機関(国)

### (1) 九州管区警察局

- ① 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること
- ② 災害時における他管区警察局との連携に関すること
- ③ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること
- ④ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること
- ⑤ 災害時における警察通信の運用に関すること
- ⑥ 津波警報等の伝達に関すること

### (2) 内閣府沖縄総合事務局

#### 1)総務部

- ア) 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること
- イ) 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること

#### ②財務部

- ア) 地方公共団体に対する災害融資
- イ) 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請
- ウ) 公共土木等被災施設の査定の立会
- 工) 地方自治体単独災害復旧事業(起債分を含む)の査定

### ③農林水産部

- ア)農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告
- イ)農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策
- ウ) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策
- 工) 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策

#### 4経済産業部

- ア) 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策
- イ)被災商工業者に対する金融、税制及び労務

# ⑤開発建設部

- ア) 直轄国道に対する災害応急対策
- イ) 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策

- ウ) 直轄港湾災害復旧事業に関する災害対策
- 工) 公共土木施設の応急復旧の指導、支援
- オ) 大規模土砂災害における緊急調査

#### ⑥運輸部

- ア)災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策
- イ)災害時における自動車運送業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請
- ウ) 災害時における輸送関係機関との連絡調整

### (3)沖縄防衛局

- ① 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整
- ② 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整
- ③ 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡 調整
- ④ 日米地位協定等に基づく損害賠償
- ⑤ 地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等

# (4)沖縄気象台

- ① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- ② 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- ④ 市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

### (5) 那覇産業保安監督事務所

① 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保

### (6)第十一管区海上保安本部

- ① 警報等の伝達に関すること。
- ② 情報の収集に関すること。
- ③ 海難救助等に関すること。
- 4 緊急輸送に関すること。
- ⑤ 物資の無償貸与又は譲与に関すること。
- ⑥ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
- ⑦ 流出油等の防除に関すること。

- ⑧ 海上交通安全の確保に関すること。
- 9 警戒区域の設定に関すること。
- ⑩ 治安の維持に関すること、
- ⑪ 危険物の保安措置に関すること

# (7) 沖縄総合通信事務所

- ① 非常の場合の電気通信の監理
- ② 災害時における非常通信の確保
- ③ 災害対策用移動通信機器の貸出
- ④ 沖縄地方非常通信協議会との連携・調整

### (8)沖縄森林管理署

- ① 国有林野の保安林、治山施設等の管理及び整備
- ② 災害応急復旧用材の需給対策

### (9)沖縄労働局

- ① 災害時における労働災害防止対策
- ② 災害に関連した失業者の雇用対策

## (10) 九州地方環境事務所那覇自然環境事務所

- ① 災害廃棄物等の処理対策に関すること
- ② 環境監視体制の支援に関すること
- ③ 飼育動物の保護等に係る支援に関すること

# 4. 自衛隊

- ① 災害派遣の準備
- ② 災害派遣の実施

### 5. 指定公共機関

- (1) NTT西日本(株)沖縄支店、NTTコミュニケーションズ(株)、ソフトバンクテレコム(株)
  - ① 電信電話施設の保全と重要通信の確保

# (2) (株) NTTドコモ、KDD I (株)、ソフトバンクモバイル(株)

① 移動通信施設の保全と重要通信の確保

# (3)日本銀行那覇支店

① 銀行券の発行及び通貨・金融の調整を行うとともに、資金決済の確保を図り、信用秩序の維持に資する。

## (4)日本赤十字社沖縄県支部

- ① 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関すること
- ② 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する協力ボランティア活動の連絡調整 に関すること
- ③ 義援金品の募集及び配分の協力に関すること
- ④ 災害時における血液製剤の供給に関すること

### (5) 日本放送協会沖縄放送局(NHK)

① 気象警警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報

## (6)沖縄電力㈱

- ① 電力施設の整備と防災管理
- ② 災害時における電力供給の確保

### (7) 西日本高速道路株式会社沖縄管理事務所

- ① 同社管理道路の防災管理
- ② 被災道路の復旧

# (8) 日本郵便(株)沖縄支社(各郵便局)

- ① 災害時における郵便事業運営の確保
- ② 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱
- ③ 災害時における窓口業務の確保

### 6. 指定地方公共機関

- (1)(一社)沖縄県医師会(北部地区医師会)
  - ① 災害時における医療、助産の実施

# (2)(公社)沖縄県看護協会

① 災害時における医療及び看護活動(助産を含む)への協力

### (3)(一社)沖縄県バス協会

① 災害時においてバスによる被災者及び一般利用者等の輸送協力に関する連絡調整

② 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整

### (4) 琉球海運㈱

① 災害時における船舶による救助物資等の輸送確保

# (5)(一社)沖縄県高圧ガス保安協会

① 高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備にかかる復旧支援

### (6)(一社)沖縄県婦人連合会

① 災害時における女性の福祉の増進

### (7) 沖縄セルラー電話(株)

① 電気通信の疎通の確保と重要通信の確保

### (8)(一社)沖縄県薬剤師会

① 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること

### (9)(社福)沖縄県社会福祉協議会

- ① 沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市町村災害ボランティアセンターの 支援に関すること
- ② 生活福祉資金の貸付に関すること
- ③ 社会福祉施設との連絡調整に関すること

### (10) (一財)沖縄観光コンベンションビューロー

- ① 観光危機への対応に関すること
- ② 観光・宿泊客の安全の確保に関すること

### (11) (公社)沖縄県トラック協会

① 災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の緊急輸送の協力に関する こと

### 7. 公共的団体(機関)及びその他防災上重要な施設の管理者

# (1) 金武町社会福祉協議会

- ① 災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること
- ② 生活福祉資金の貸付に関すること

③ 社会福祉施設との連絡調整に関すること

### (2) 金武地区清掃センター

① 災害時のごみ・し尿等の処分に関すること

# (3) 各行政区(町民)

- ① 避難誘導、避難所内の世話業務の協力に関すること
- ② り災者に対する炊き出し、救助物資の配分等
- ③ その他被災状況調査等、災害対策業務全般についての協力に関すること

以下の団体等については、「公共的団体(機関)及びその他防災上重要な施設の管理者」として災害時の業務などについて了承を得るものとする。

- (公財) 沖縄県国際交流 人材育成財団
- 沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合
- 沖縄県歯科医師会
- 沖縄県農業協同組合(JA おきなわ金武支店)、沖縄県漁業組合連合会(金 武漁業協同組合)、沖縄県森林組合連合会
- 沖縄県商工会連合会(金武町商工会)
- (一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会
- (公財)沖縄県交通安全協会連合会(石川地区交通安全協会)
- 沖縄県石油商業組合、沖縄県石油業協同組合
- 上下水道指定工事店
- 危険物等取扱事業者
- 社会福祉施設管理者
- 病院管理者
- 学校法人
- 金融機関
- 報道機関
- 金武町内事業所等

# 第5節 町民等の責務(平常時及び災害時の心得)

金武町民及び各区、自主防災組織をはじめ町内の事業者の防災上の基本的責務(平常時及び災害時の心得)は次のとおりとする。

### (1) 町民

### <平常時>

- ① 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承 (避難場所及び経路の確認等)
- ② 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
- ③ 食糧、飲料水、その他生活用品等の備蓄と点検(7日分以上)
- ④ 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動の協力

#### <災害時>

- ① 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
- ② 家族及び近所の避難行動要支援者の避難支援
- ③ 災害廃棄物の分別
- ④ その他自ら災害に備えるために必要な行動

### (2) 各区·自主防災組織

#### <平常時>

- ① 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承
- ② 自主防災活動マニュアル及び資機材の整備及び点検
- ③ 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力
- ④ 各区の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力
- ⑤ 各区の孤立化対策(通信機器・食糧備蓄等)
- ⑥ 自主防災リーダーの育成(各区班単位)
- ⑦ 自主防災活動及び訓練の実施(各区班単位)

### <災害時>

- ① 気象情報等の収集及び伝達
- ② 災害時の避難所の自主運営
- ③ 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

# (3) 事業者

#### <平常時>

- ① 従業員の防災教育及び訓練
- ② 事業継続計画(BCP)の作成及び更新
- ③ 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討

- ④ 従業員等の食糧、飲料水、その他生活用品等の備蓄と点検
- ⑤ 自衛消防活動・訓練
- ⑥ 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力

# <災害時>

- ① 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
- ② 要配慮者の避難支援
- ③ 災害廃棄物の分別
- ④ その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

# (4) 指定管理者

### <平常時>

- ① 職員の防災教育及び訓練
- ② 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討(行政と協力して各施設の災害対応マニュアルの作成)
- ③ 職員等の食糧、飲料水、その他生活用品等の備蓄と点検
- ④ 自衛消防活動・訓練
- ⑤ 地域の防災活動などへの参加及び活動への協力

### く災害時>

- ① 気象情報等の収集、職員及び施設利用者等への伝達及び避難誘導
- ② 要配慮者等の避難支援
- ③ 災害廃棄物の分別
- ④ その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力
- ⑤ 指定管理施設が避難所になっている場合には、避難者及び行政と協力した避難 所運営
- ※本町における指定管理者が管理している施設(2019年1月時点)は、49施設あり、そのうち21施設は、指定緊急避難場所及び指定避難所である(各区公民館、運動場など)。

【資料編参照:指定管理者が管理している施設】

# 第2章 基本方針

# 第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

# 1. 災害想定・被害想定の考え方

### (1) 地震•津波

地震・津波の想定については、これまでの「沖縄県地震被害想定調査」による発生確率が高いと考えられる地震・津波に加え、東日本大震災の教訓を踏まえて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの地震・津波を想定するものとする。

一つは、「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成 18・19 年度)の想定モデルである切迫性が高いと考えられる地震・津波である。

もう一つは、平成 23 年(2011年)の東北地方太平洋沖地震や明和 8 年(1771年)八重山地震による大津波(明和の大津波)など歴史的・科学的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものである。また、平成 23 年(2011年)東北地方太平洋沖地震により想像をはるかに越えた津波被害が発生した事を踏まえて、「沖縄県津波浸水想定について(平成 27 年 3 月)~津波防災地域づくり~」の地震・津波である。

### (2) 風水害等

近年、地球温暖化に伴う気候変動等により、集中豪雨をはじめ台風が大型化するなど、土砂災害、暴風・高潮による大きな被害が発生している。また、洪水や土砂災害について水防法や土砂災害警戒区域等に基づいて危険区域を想定するが、想定を超える氾濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性も考慮するものとする。また、本町においては米軍用地や火力発電所があることから、それらに関連する大規模事故災害についても考慮し、各機関からの情報収集及び協力体制の構築を検討する。

### 2. 町防災計画の考え方

町防災計画においては、切迫性の高い災害の被害想定及び発生頻度は低いものの最大 クラス災害の被害想定の結果を踏まえた対策を検討する必要がある。

防災対策を検討する上で、自然災害を完全に封ずることは困難であるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立ち、災害想定のレベルや本町の特性に応じて次の点に留意して効果的で実行性の高い計画にするものとする。

### (1) 想定する災害レベルへの対応

- ア 最大クラスの災害に対しては、町民等の生命を守ることを最優先として、町民等の避難を中心として、防災意識の向上、災害想定結果を踏まえた避難場所等を検討するとともに、必要に応じて防災施設や避難施設等の整備を検討するものとし、町民等の生命及び経済被害の軽減などを考慮した総合的な対策を検討する。
- イ 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、町民財産の保護、経済活動の安定化の観点から、防災施設や避難施設等の整備を検討する。

# (2) 社会構造の変化への対応

- ア 人口の偏在及び高齢化やライフスタイルの多様化等への対応
  - ①本町は、町域が南北に長く、また5割以上が米軍用地となっており、限られた 土地に町民が居住しているほか、海抜が低く河川に囲まれた集落もあることか ら町民の居住地区における災害に強いまちの構造の構築や防災を考慮した土地 利用の誘導等の安全確保対策が必要である。
  - ②高齢者や障害者等の要配慮者(※1)が増加している。 防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な 場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必 要がある。

また、社会福祉施設、医療施設等の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に 対する安全性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から避難行動要支援者(※2)の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

- ③経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。 災害の発生時に、観光客や外国人にも十分配慮するとともに、本県の経済力や 観光立県の信用力を強化する観点からも、県と協力し、防災体制を強化する必要がある。
- ④生活者の多様な視点への配慮が求められている。 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。
- ⑤ ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存 度の増大がみられる。
  - これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。
- ⑥住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。 コミュニティ、自主防災組織等の強化、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。
- イ 近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、

トンネル及び橋梁等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

- ※1 要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、災害時要援護者ともいう。一般的に高齢者、障害者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。
- ※2 避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々をいう。

#### (3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による役場 庁舎、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や 機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画と連携していくものとする。

#### (4)複合災害への対応

同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事態が考えられることから、発生可能性がある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的な対応ができるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討しておく必要がある。

#### 第2節 防災対策の基本理念及び施策の概要

本町の防災対策の基本理念は、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視するとともに、経済的被害が出来るだけ少なくなるよう「減災」の考え方に基づき、 本町の特性に応じた地震・津波対策及び風水害等の対策を講ずるものとする。

このため、災害対策の実施に当たっては、本町をはじめ、国、県及び指定公共機関がそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、本町、国、県を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、本町、国、県、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

なお、災害時には行政及び消防等の防災関係機関による対応には限界があることや避難に際して 1 分 1 秒が生死を分ける場面も考えられることから、「自分の身は自分で守る(自助)」ということを基本に、要配慮者などについては「地域の協力による被害の

軽減(共助)」等が円滑に行えるよう、災害に対する住民の意識の醸成や防災訓練の充実などのソフト対策による「災害に強い町民」及び「行政による防災体制・施設の整備(公助)」による「災害に強いまちの構造の構築」の実現を目指すものとする。

また、東日本大震災の教訓を生かし、平時からの防災教育の取組みについても重点的に取り組むものとする。

防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3 段階があり、それぞれの段階において本町をはじめ、国や県、公共機関、事業者及び町民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりである。

# 1. 周到かつ十分な災害予防対策

災害予防段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。

## (1)基本理念

ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎされない場合もある ことから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせて一体 的に災害対策を推進する。

イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

#### (2) 施策の概要

- ア 災害に強いまちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等による災害に強い都市構造の形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全化及び代替施設の整備等によるライフライン機能確保
- イ 事故災害を予防するための事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の 構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実
- ウ 町民の防災活動を促進するための防災教育等による住民への防災思想及び 防災知識の普及、防災訓練の実施、自主防災組織等の育成強化、防災ボラン ティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の 伝承による県民の防災活動環境の整備等
- 工 防災に関する調査研究及び観測等を推進するための基礎データの集積、工学 的、社会学的分野を含めた防災に関する調査研究の推進及び観測の充実・強 化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用
- オ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため の災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・ 充実、情報伝達体制の食料・飲料水等の備蓄及び関係機関が連携した実践的

#### な防災訓練の実施等

## 2. 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。なお、防災 関係機関は災害応急対策従事者の安全確保に十分配慮するものとする。

#### (1)基本理念

- ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に 努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・ 物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に配慮するなど、被災者の年齢、 性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

#### (2) 施策の概要

- ア 災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、住民の避難誘導、避難行動要支援者や観光客等の避難支援及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動
- イ 発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立
- ウ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑 な救助・救急活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに被災者に緊急物資を 供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通 の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動
- エ 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理、 応急仮設住宅等の提供等広域的避難収容活動
- オ 被災者等への的確かつわかりやすい情報の速やかな公表・伝達及び相談窓口の設 置等による住民等からの問い合わせへの対応
- 力 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達と被災地のニーズに応じた供給
- キ 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持に必要な活動、 仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等
- ク 防犯活動等による社会秩序の維持のための対策及び物価の安定・物資の安定供給 のための監視・指導等
- ケ 応急対策のための通信施設の応急復旧、二次災害防止のための土砂災害等の危険 箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急

復旧及び二次災害の防止のための危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び 応急対策の実施

コ ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受入れ

# 3. 適切かつ速やかな復旧・復興対策

災害復旧・復興段階における基本理念及び施策の概要は、以下のとおりとする。

#### (1) 基本理念

災害復旧・復興段階においては、「発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。」ことを基本理念とする。

#### (2) 施策の概要

- ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案した被災地域の復旧・復興の基本方向の早 急な決定と事業の計画的推進
- イ 物資、資材の調達計画等を活用した迅速かつ円滑な被災施設の復旧
- ウ 再度災害の防止と、より快適な都市環境を目指した防災まちづくり
- エ 災害廃棄物処理の広域処理を含めた処分方法の確立、計画的な収集、運搬及び処理による迅速かつ適切な廃棄物処理
- オ 被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建の支援
- カ 被災中小企業の復興等の地域の自立的発展に向けた経済復興の支援

# 4. その他

近隣市町村や県及び公共機関等と互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、町民等の同士及び町民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

## 第3節 本町の特性等を考慮した重要事項

本町は、南北に長く交通網は国道 329 号が中心となっており、災害時に寸断された場合、孤立することも考えられる。なお、災害時に消防機関が駆けつけられない場合も考えられることから、地域での対応の強化も必要である。

また、沿岸部の海抜が低く、さらに河川沿いの地区もあることから津波等の対策も 必要である。

これらのことから、道路等の基盤整備の改善をはじめ、津波災害が発生した場合の 避難施設の整備についても早急に検討するものとする。

さらに、本県は年間 900 万人を超える観光客が訪れ、本町においても観光施設が 立地することから、観光客等に対する対策を講ずる必要がある。

# 1. 道路等の基盤整備をはじめ消防・防災体制の強化

大規模災害時には、本町への応援が到着するまでの間を自力でのりきれる防災資源 やネットワークの充実・強化が必要であり、県をはじめ関係機関と協力し以下の防災 体制・対策の充実・強化を推進する。

- ア 避難路となる町道の整備の検討
- イ 近隣市町村との応援体制の充実・強化
- ウ 消防団の強化の促進
- エ 自主防災組織の組織化促進、資機材等の整備
- オ 防災マップの更新をはじめ、津波避難計画、避難行動要支援者避難支援プラン\*1 の作成等、避難誘導標識・備蓄倉庫・物資等の整備
- ※1 避難行動要支援者避難支援プランとは、自身で避難することが難しい避難行動要支援者の 避難支援を目的として、支援者とのマッチングを行うものである。

#### 2. 沿岸部の海抜が低い地区住民等への防災対策

本町の沿岸部地区においては、海抜 5m 程度の箇所があり、発生頻度の高い津波の想定結果では地震発生から34分程度で標高2.7mの場所まで津波が遡上することが予測されている。また、最大クラスの津波については、地震発生後28分~30分で到達し、最大遡上高は伊芸で8.4m、屋嘉では11.0mと予測されていることから、少なくとも10m以上の高台(屋嘉の一部は11m以上)へ避難するものとし、余裕がある場合はさらに高い場所へ避難するものとする。

- イ 津波避難計画の作成をはじめ、浸水想定区域の学校、医療機関及び福祉施設等の 津波避難マニュアルの作成支援
- ウ 津波避難ビルの確保をはじめ、必要に応じて津波避難タワーや避難路、がけ地の

#### 避難階段の整備

- エ 海抜高度図を活用した公共施設等への標高や津波避難場所の標高設置
- オ 避難誘導者及び避難支援者等の安全確保対策
- 3. 観光客及び外国人の避難誘導

災害が発生した場合、町内在住の外国人をはじめ、町内の海岸や商業施設及び観光施設等に滞在する観光客の避難誘導が必要となるほか、交通機関が停止した場合には町内に滞留することが予想されることから、観光客等の安全を確保するため、県、商業施設及び観光・宿泊施設等の関係者が連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。

また、土地勘のない観光客においても最大クラスの津波を想定し、海抜 10m 以上 (屋嘉の一部は 11m 以上)のより高い場所へ津波到達時間内に避難できるように、 津波避難対策を進めるものとする。

- ア 商業施設及び観光・宿泊施設等における観光客等の避難誘導体制の整備
- イ 海抜高度図を活用した、観光施設等への標高や津波避難場所・ルート等の標識設 置
- ウ 滞留旅客の待機施設等の検討・確保

# 第4節 防災計画の見直しと推進

- 1. 防災計画の効果的推進
- (1) 本計画に基づき、それぞれ機関の果たすべき役割、地域の実態を踏まえつつ修正する必要がある。
- (2) 本計画は、想定した災害の諸形態を考慮して町内の防災に関する事項を網羅的に示しているものである。計画を見直すに当たっては当該地域の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討の上、必要な事項を記載する。また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。
- (3) 防災担当事務局は、これら防災計画を効果的に推進するため、他部署または関係機関との連携を図り、以下の対策を実施する。
  - ア 実施計画(アクションプラン)及び分野別応急活動要領(マニュアル)の作成 並びに訓練等を通じた職員への周知徹底
  - イ 本計画、アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検並びに点検や訓練から得られた関係機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映
  - ウ 他の計画(総合計画、福祉関係計画、施設整備計画等)の防災の観点からのチェック
- (4) 本計画に基づく防災対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。
- (5) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・ 安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざ した自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。

個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体は、相互に連携して 日常的に減災のための行動と投資を息長く行う県民運動を展開する。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題及び実施方針を定め、 関係機関等の連携の強化を図る。

(6) 本町、県及び指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図る。また、本町は県や他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。

(7) 本計画は、金武町の防災に関する総合的な計画であり、これを確実に実 行していく必要がある。

金武町防災会議は、本計画の実施状況を定期的に把握するとともに、国や県をはじめ、防災関係機関による防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、これを本計画に的確に反映させていくものとする。

(8) 防災計画等の策定段階から、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、女性、自主防災組織、要配慮者、学識者等の参画を促進し、計画等に反映させていく。

#### 2. 防災計画の整合性の確保

#### (1) 防災計画間の整合

本町、県及び指定地方公共機関は、防災計画間の必要な調整、本町への県からの助言等を通じて、本計画、その他の防災関連計画が体系的かつ有機的に整合性を確保するために必要なチェックを行うものとする。

また、その他の計画(総合計画、マスタープラン等)についても、防災の 観点から必要なチェックを行うものとする。

# (2) 防災関係法令との整合

防災計画には、大規模地震対策特別措置法、水防法、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律その他の防災関係法令において防災計画に定めるべきとされた事項を確実に位置づけることとする。

# 第5節 減災の視点で各課が取組む防災対策

# 1. 本計画に位置付けられている各計画の主な担当課

金武町地域防災計画は、「総則」「予防計画」「応急対策計画」「復旧・復興計画」の大きく4編で構成されている。

「総則」及び「復旧・復興計画」については、町としての取り組み方針を中心として全庁的に取り組みが必要なものであることから、主に各課の事務分掌に応じて取り組みを行う必要のある「予防計画」「応急対策計画」で構成されている計画の主な担当課は以下のとおりである。

編	計画名	主な担当課	計画書ページ
	地震・津波知識の普及計画に関する計画	総務課	
	自主防災組織の育成計画	総務課	
	防災訓練計画	総務課	
	消防力の充実	総務課	
	企業防災の促進	総務課、商工観光課	
_	地区防災計画の普及等	総務課	
方防	地震被害の未然防止計画	建設課	
予防計画	津波被害の防止計画	総務課、建設課	
	都市基盤の整備	建設課	
地	建築物の地震対策	建設課	
震	危険物施設等の対策	総務課	
津	初動体制の強化	総務課、各課	
津波編	活動体制の確立	総務課、各課	
	応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の	総務課、各課	
	充実		
	災害ボランティアの活動環境の整備	社会福祉協議会	
	要配慮者の安全確保計画	保健福祉課	
	観光客・旅行客・外国人等の安全確保	商工観光課、総務課	
	津波避難体制等の強化計画	総務課	
	孤立化対策の強化	総務課、各課	
콧	台風・大雨等の防災知識の普及計画	総務課	
予防計	自主防災組織の育成計画	総務課	
計画	防災訓練実施計画	総務課	
	要配慮者安全確保体制整備計画	保健福祉課	
風	災害ボランティア計画	社会福祉協議会	
(風水害等編)	竜巻災害予防計画	総務課	
	治山•治水対策計画	建設課	
	土砂災害予防計画	建設課	
	高潮災害予防計画	建設課	

# (つづき)

編	計画名	主な担当課	計画書ページ
	   建築物等災害予防計画		ハーシ
	火災予防計画	総務課	
	危険物施設等災害予防計画	総務課	
	林野火災予防計画	農林水産課、総務課	
	上•下水道施設災害予防計画	上下水道課	
予	農林業災害予防計画	農林水産課	
予防:	文化財災害予防計画	教育委員会	
計画	不発弾災害予防計画	総務課	
風	道路事故予防計画	建設課	
別	避難誘導等計画	総務課	
水害等編	水防、消防及び救助施設等整備計画	総務課	
等編	食料等備蓄計画	総務課、企画課	
77110	気象観測体制の整備計画	総務課、企画課	
	災害通信施設整備計画	総務課	
	交通確保・緊急輸送計画	総務課、建設課	
	基地災害及び米軍との相互応援計画	企画課、総務課	
	海上災害予防計画	総務課	
	業務継続計画	総務課	
	組織動員計画	総務課	
	予報・警報等の伝達計画	総務課	
	災害通信計画	総務課	
	災害状況等情報収集・伝達計画	総務課	
	災害広報計画	企画課、総務課	
	避難計画	総務課	
	観光客等対策計画	商工観光課	
	要配慮者対策計画	保健福祉課	
	救出計画	各課	
心	広域応援要請計画	災害対策本部	
<b>応急対策計画</b>	自衛隊派遣要請計画	災害対策本部	
策計	水防計画	総務課	
	土砂災害応急対策計画	建設課	
	消防計画	金武地区消防衛生組合、総務課	
	危険物等災害応急対策計画	総務課	
	災害救助法の適用計画	総務課	
	医療救護計画	保健福祉課	
	給水計画	上下水道課	
	食糧供給計画	総務課、農林水産課	
	生活必需品供給計画	総務課、商工観光課	
	交通輸送計画	総務課、建設課	
	感染症対策及び食品衛生監視対策計画	保健福祉課、住民生活課	

# (つづき)

編	計画名	主な担当課	計画書ページ
	行方不明者の捜索並びに死体の収容処理及び 火葬・埋葬計画	住民生活課	
	障害物の除去計画及び災害廃棄物の処理計画	建設課、住民生活課	
	住宅応急対策計画	建設課	
	二次災害の防止計画	総務課、各課	
	<b>労務供給計画</b>	商工観光課、農林水産 課	
	民間団体協力計画	社会福祉協議会	
应	ボランティア受入れ計画	社会福祉協議会	
<b>心急対策計画</b>	教育対策計画	教育委員会	
策計	治安警備計画	石川警察署、総務課	
出	ライフライン (公益事業等施設) 応急対策計画	総務課、上下水道課	
	農林水産物応急対策計画	農林水産課	
	公共土木施設応急対策計画	建設課	
	海上災害応急対策計画	総務課	
	航空機事故対策計画	総務課、企画課	
	米軍との相互応援計画	企画課、総務課	
	林野火災応急対策計画	金武地区消防衛生組	
		合、総務課	
	台風災害応急対策計画	総務課、各課	

# 2. 今後、重点的に取り組む防災対策

本町において、計画的に取り組む主な予防的な防災対策及び担当する主管課を整理している。

なお、地域防災計画等の見直し時など、定期的に取り組み状況を確認・検証し、計画的に取り組むのである。

# (1) 今後、重点的に取り組む防災対策

予防的な防災対策には、主に「ソフト的な対策」「ハード的な対策」の2つに分けられ、どちらの対策についても重要であり、計画的に対策を進めて行かなければならないものである。

本町において、今後重点的に行う取り組みは、以下のとおりである。

〈ソフト的な取組み(普及啓発、訓練、計画づくりなど)〉

- ①職員及び町民及び防災知識の普及啓発(勉強会、講演会、訓練の実施)
- ②自主防災組織の組織化・育成
- ③学校における防災教育の推進
- ④避難所運営における関係団体との調整・連携強化
- **⑤各種マニュアル作成等(避難所運営マニュアルなど)**

# <ハード的な取組み(施設、設備、資機材など)>

- ①通信機器の充実(現行防災行政無線の追加拡充、衛星携帯電話等の導入等の検討など)
- ②停電時に備えた電力の確保方策
- ③福祉避難所の指定に向けた取り組み(調査、協定締結)
- ④食料品・物資等の備蓄及び適切な管理
- ⑤行政データのバックアップ機能の強化

# (2) 主な取り組み

# ①ソフト的な取組み(普及啓発、訓練、計画づくりなど)

No	取り組み項目	取り組み内容	主な担当課
1	防災研究の推進	防災に関する最新の知見や先進的な事例の収集をはじめ、県や防災関係機関が実施する講演会や研修等へ参加し、防災研究に努める。	総務課
2	町職員における防 災知識の普及・啓発	収集した防災に関する最新知見や先進的な事例につい て、職員に対する勉強会や定期的な訓練の実施	総務課
3	住民への防災知識の普及・啓発	本町で起こり得る災害に関する勉強会をはじめ、講演会、 訓練の実施	総務課
4	学校における防災 教育の推進	定期的に行われている避難訓練の実施をはじめ、東日本 大震災等での教訓を伝承し、活かす取組みな等の防災教 育の推進。	学校教育課
5	自主防災組織の組 織化・育成	現在、渡慶頭原地区、伊芸区・屋嘉地区自主防災会が発足している。自主防災組織のない地区について、設立に向けた支援をはじめ、設立後の活動に対する協力を行う。	総務課
6	各種防災訓練の実 施	防災の日などや県や国が実施する防災訓練に積極的に参加・実施する。(点検・評価を含む)	総務課
7	消防団員の充実・高 度化	町民等を中心とした新たな団員のなり手を確保に努めるとともに、団員の知識・技術の向上に資する研修等への参加を支援する。	総務課
8	事業者の防災対策 への支援	事業所における業務継続計画の必要性及び計画策定に関する情報提供をはじめ、町及び地区で開催する防災訓練への積極的参加を促す。	総務課 各課
9	地区防災計画の策 定支援	渡慶頭原地区など、自主防災組織が設立された地区における地区防災計画の策定の支援を行うとともに、他の地区においても自主防災組織の設立とあわせて支援する。	総務課
10	災害対策本部設置 マニュアルの作成	大規模災害が発生し、災害対策本部が速やかに設置、機能できるよう、災害対策本部設置に関するマニュアルを 作成する。	総務課
11	業務継続計画の策 定	災害時でも必要な行政業務が継続できるよう、非常時優 先業務等を整理した業務継続計画を策定する。	総務課
12	近隣市町村との連 携強化	広域一時滞在に係る応援協定の締結など近隣市町村との 連携を強化する。	総務課
13	災害廃棄物処理計 画の策定	災害廃棄物の一時保管場所の選定をはじめ、町内で処理 が行えるのか等を検討した計画を策定する。	住民生活課、総務課
14	ボランティアの育 成	社協と連携し、ボランティア活動の相談や講習会の開催 等を行い、ボランティアの育成に努める。また、外国語 通訳に精通した人材の把握、協力体制の構築。	社会福祉協議 会
15	ボランティア団体 の把握、登録、連絡 体制の確保	町内のボランティア団体等の状況を把握はじめ、ボラン ティア登録を行うなど連携体制を構築する。	社会福祉協議会
16	避難行動要支援者 の避難支援プラン の作成	避難行動要支援者名簿情報の定期的な更新をはじめ、避 難支援を必要とする方に対する支援者とのマッチング (避難支援プランの作成)を行う。	保健福祉課

# (ソフト的な取組みのつづき)

No	取り組み項目	取り組み内容	主な担当課
17	観光客等の避難誘 導・帰宅支援体制の 確保	観光客が訪れる施設と来訪者の避難誘導等に関する取り 組みの検討はじめ、避難訓練等の支援を行う。	商工観光課、総 務課
18	避難所運営に関する関係団体との調整・連携強化	大規模災害時に避難所となる学校施設を中心として、行政、学校、各行政区等の関係機関と調整・確認を行い、各避難所別の運営マニュアルを作成する。	総務課、住民生 活課、保健福祉 課、税務課
19	津波避難計画の策 定等	津波浸水想定区域を中心とした、避難経路や避難できそうな場所の選定等の基礎調査をはじめ、津波避難計画の策定を行う。また、浸水想定区域周辺で指定の可能性のある施設については、津波避難ビルの指定等を行う。	総務課
20	福祉避難所の指定 に向けた取り組み (調査、協定締結)	福祉避難所の指定に向けて、指定避難所での共同生活が難しいと想定されるよう配慮者数の想定をはじめ、指定可能性のある施設の把握等の調査を実施し、選定した施設を指定するとともに、民間施設の指定においては協定を締結する。	保健福祉課、総務課

# ②ハード的な取組み(施設、設備、資機材など)

No	取り組み項目	取り組み内容	主な担当課
1	土砂災害警戒区域 等の定期巡回の実 施	町内の急傾斜地や大雨時に冠水する道路等の危険箇所の 把握に努めるとともに、定期的に巡回を行うなど警戒活 動等を実施する。必要に応じて、整備の検討も行う。	建設課
2	河川の定期巡回の 実施	大雨時における河川水位上昇などの危険の把握に努めるとともに、定期的に巡回を行うなど警戒活動等を実施する。町管理の河川においては必要に応じて、整備の検討も行う。	建設課
3	水道及び下水道施 設の維持・管理	町内の水道及び下水道施設の適切な維持・管理を実施するともに、老朽化した設備等の計画的な更新を行う。	上下水道課
4	   通信機器の充実等 	現行防災行政無線の設備更新・拡充をはじめ、衛星携帯 電話等の新たな通信機器の導入の検討を行い整備する。	総務課
5	停電時に備えた電 力の確保	学校等の大規模災害時の指定避難所における発電機等の 整備による必要な電力の確保に努める。	総務課
6	道路・公園等の都市 基盤施設の防災対 策	道路の安全性の確保をはじめ、火災時の延焼防止や緊急 避難場所の機能をもつ公園・緑地の保全及び整備に努め る。	建設課
7	町営住宅の不燃化 等の推進	公営住宅の建替え時等において、不燃化など災害時の安全性を重視した取り組みを実施する。	住民生活課、建設課
8	町有施設等の耐震 化の現況把握	新耐震基準の施行以前の施設の状況確認をはじめ、その他の町有施設における建物の亀裂の有無などの状況把握に努める。必要に応じて、耐震診断等を実施する。	総務課、各課
9	庁舎内の安全確保 の徹底	庁舎の安全確保を徹底するため、書棚の転倒防止、ガラスの飛散防止等の対策をはじめ、日頃からの整理整頓を 実施する。	総務課、各課

# (ハード的な取組みつづき)

No	取り組み項目	取り組み内容	主な担当課
10	食料品・物資等の備 蓄及び適切な管理	防災計画に定められている住民等への供給用の食料等の 備蓄は達成されていることから、適切な管理を行うとと もに、生活物資(被服、生理用品)の備蓄の充実に努め る。	総務課
11	輸送拠点等の確保	本町と近隣市町村とを結ぶ主要道路が寸断された場合等を想定し、物資・人員の輸送拠点及び外部からの応援に来る者の拠点の選定をはじめ、臨時のヘリポートとして活用できる場所の選定を行う。	総務課、建設課
12	行政データのバッ クアップ機能の強 化	基幹系行政情報について、庁舎外の施設の活用をはじめ、 クラウド化によるバックアップなどの機能強化方策を検 討し、本町の状況に即したバックアップ機能強化を図る。	総務課